

○採用の日に災害を受けた場合の平均給与額等の取扱いについて

〔 昭和 57 年 4 月 6 日地基企第 18 号  
各 支 部 長 あ て 理 事 長 〕

標記については、地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）  
第 3 条第 4 項の規定に基づき下記のとおり定めたので、通知します。

#### 記

規則第 3 条第 2 項の規定による採用の日に災害を受けた場合の平均給与額の算定基礎には、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和 56 年法律第 96 号）附則第 12 項の規定に基づく手当及び同法附則第 13 項の規定に基づく扶養手当に係る手当に相当するものとして支給された給与の月額を含めることとすること。

また、規則第 3 条第 3 項の規定に基づき規則第 3 条第 2 項によって計算を行う場合、「職員の離職後に補償を行うべき事由の生じた場合における平均給与額の調整について（昭和 44 年 4 月 11 日地基補第 207 号）」の記の 1 の規定に基づき規則第 3 条第 2 項の例により計算を行う場合及び「年金たる補償に係る平均給与額の取扱いについて（昭和 57 年 4 月 6 日地基企第 19 号）」において規則第 3 条第 2 項の規定の例により計算を行う場合も同様とすること。